

令和6年5月

ご担当者様

一般財団法人都市農地活用支援センター

令和5年 公的主体における定期借地権の活用実態に関する アンケート調査へのご協力をお願い

拝啓

毎年、標記実態調査に特段のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記実態調査は、令和3年度まで国土交通省が行っていましたが、令和4年度から一般財団法人 日本不動産研究所が当調査を引き継いで実施しています。

当該事務作業は、従来通り当センターが継続して担当します。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、アンケート調査票をお送りさせていただきますので、ご回答くださいますよう、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご回答いただきました内容は、統計的に処理したものを公表するとともに、本調査の目的外での使用や回答者の同意なく個別の回答内容を公表することはありません。

調査結果につきましては、一般財団法人日本不動産研究所のホームページに概要を公表すると共に、ご協力頂いた団体には、詳細な調査結果を記載した調査報告書をダウンロードできる情報を電子メールでお知らせします。どうぞよろしくお願いいたします。

敬具

< 調査内容、回答方法等 >

1. 調査依頼先

- (1) 地方公共団体（全都道府県及び全市町村）
- (2) 地方住宅供給公社等（全国住宅供給公社等連合会の正会員及び準正会員）
- (3) 土地開発公社（都道府県及び政令指定都市の管下のみ）
- (4) 独立行政法人都市再生機構

2. 調査内容

令和5年1月から令和5年12月末までの1年間における定期借地権を活用した事例の有無及びその事例の概要について調査します。

【本調査の対象：活用事例】

- ① 貴団体が保有している公有地を貸し付けた事例
- ② 貴団体が民有地等を借地して、貴団体もしくは貴団体から更に借地した転借地人が施設を整備した事例など（PFIを含む）

※本調査対象期間に当該土地において住宅の販売又は入居者募集を開始し、或いは施設をオープンした事例について回答してください。

本調査対象期間に定期借地権設定契約の締結のみ行った場合は対象外です。

～令和4年12月	令和5年1月	～	令和5年12月	令和6年1月～
調査対象外	調査対象			調査対象外
この期間中に住宅の販売又は入居者募集を開始し、あるいは施設をオープンした事例				

3. 調査票の内容及び回答方法等

(1) 調査票について

調査票A (必須)・・・定期借地権の活用事例の有無に関する調査

活用事例が無い場合：Aを記入して終了です、B～Eは不要。

活用事例が有る場合：事例の用途を選択して、ご記入ください。

調査票B・・・用途別調査（一戸建）

調査票C・・・用途別調査（分譲マンション）

調査票D・・・用途別調査（賃貸マンション・アパート）

調査票E・・・用途別調査（施設：住宅を併設した複合施設を含む）

(2) 回答・返信方法（以下の3方法の中から選択して、ご回答ください。）

①WEB上で回答する方法

当センターのホームページの入力フォームに入力して、送信。

②E-mailで回答する方法

当センターのホームページから調査票の電子データ（エクセル）をダウンロードして記入するか、または、同封の調査票に記入しPDFにして、E-mailで送信。

③FAXで回答する方法

同封の調査票にご記入いただき、FAXで送信。

※ 返信先、ホームページのアクセス先

下記の「5. 返信先・問合せ先」をご覧ください。調査票の電子データをダウンロード、入力フォームへのアクセスするパスワードは **j3vu7nwj** です。

(3) 関連部署へご照会のお願い

本調査は、原則として管財部局に送付しましたが、担当部署が異なる場合は、誠に恐れ入りますが、担当部署にご照会の上、ご回答下さい。

※政令指定都市以外の市町村のご担当者様（管下の土地開発公社へ照会のお願い）

管下の土地開発公社に定期借地権の活用事例がある場合は、当該土地開発公社の実績としてご回答頂きますようお願いいたします。

(4) 活用事例に関する資料提供のお願い

ご回答いただきました活用事例に関するチラシ、パンフレット等がございましたら、ご送付いただければ幸いです。送料は受取人払いでお願いいたします。

4. 回答期限 令和6年6月15日（土）

5. 返信先・問合せ先

一般財団法人 都市農地活用支援センター（担当：曾我・佐藤）

TEL：03-5823-4830 FAX：03-5823-4831 E-mail：teishaku@tosinouti.or.jp

ホームページアドレス：<https://www.tosinouti.or.jp/>

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-9-13 岩本町寿共同ビル 4F

6. その他

- 過去の定期借地権に関する調査結果の概要は、国土交通省のホームページで閲覧できます。（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000119.html）
- 添付の参考資料：定期借地権制度の説明。